

平成28年11月29日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	角田一美
2 番	片渕清次郎	10 番	伊東茂
3 番	樋口作二	11 番	松本末治
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	光武学
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民部長兼福祉事務所長	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務課長兼人権・同和対策課長	大	代	昌	浩
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和
学	習				
課	長				
兼	中央公民館長				

平成28年11月29日（火）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 報告第8号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（質疑、討論、採決）
- 日程第5 報告第9号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第69号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第70号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第71号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、採決)

午前10時 開会

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから平成28年鹿島市議会11月臨時会を開会いたします。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松尾勝利君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番伊東茂議員、11番松本末治議員、12番徳村博紀議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程案のとおり、本日11月29日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。有森事務局長。

○議会事務局長（有森弘茂君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の11月臨時会に市長から報告2件と議案5件の提出がありました。

議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成28年7月分、8月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る9月定例会において可決になりました意見書第3号 参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書につきましては、9月26日付で各関係機関に送付をいたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3、議案の一括上程であります。

報告第8号、報告第9号及び議案第69号から議案第73号までの5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。早速ですが、今回の市議会臨時会に提案をいたします議案は、報告が2件、専決処分事項の承認1件、条例改正4件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、報告第8号及び報告第9号 専決処分事項の報告2件について申し上げます。

これらは、事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。いずれも示談が成立し、保険金により支払いが行われております。

次に、議案第69号 専決処分事項（訴訟上の和解）の承認について申し上げます。

これは、損害賠償請求控訴事件に関する和解及び見舞金の額について、10月25日付で専決処分いたしましたものでございます。この件につきましても、保険金により手当てが行われるこ

とになります。

続きまして、議案第70号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市の職員の給与につきましては、平成27年度から佐賀県人事委員会勧告の内容及び佐賀県職員の給与に準じて改定を行っておりますが、本年も去る10月11日に佐賀県人事委員会から、佐賀県議会及び佐賀県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告が提出されました。

佐賀県人事委員会の調査によりますと、民間事業所従事者と県職員の給与比較において、月例給については、県職員が民間事業所従事者のものを上回っており、ボーナスである特別給については、民間事業所従事者が県職員のものを上回っているということが報告をされております。このため、佐賀県人事委員会からは、民間準拠の原則に基づき、県職員の給料表を0.065%引き下げ、一方、期末・勤勉手当については0.10月分引き上げるといった内容の勧告が行われたところでございます。そのほか、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族の扶養手当と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるといった勧告も行われております。

佐賀県は、この勧告どおりに給与改定を行うことを決定し、関係する条例改正案は佐賀県議会に提出され、本日、審議されているところでございます。

そこで、本市におきましても、職員の給与につきましては、佐賀県職員の給与改定に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

最後に、議案第71号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第73号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の3件の改正条例制定について、一括して申し上げます。

これらは、市長、副市長、教育長及び議会議員の皆様の期末手当についての改定をお願いするものでございます。三役及び議会議員の期末手当につきましては、国家公務員の指定職、特別職等の規定に準じて、その支給月数を規定しております。

今年8月、人事院は、国家公務員の指定職について年間支給月数を0.1月分引き上げる勧告を行いました。これを受けて、政府は勧告どおり給与改定を行うことを決定し、一般職である指定職の職員の期末・勤勉手当に係るもののほか、特別職の特別給についても引き上げる内容の法律改正が行われました。

この法律改正を受けて、佐賀県においても特別職の期末手当を0.1月分引き上げる内容の条例改正案が、現在開会中の佐賀県議会に提出されているところでございます。

これらを踏まえ、本市におきましても、三役及び議員の皆様の期末手当の支給月数につきまして、条例の改正をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について説明いたしました。詳細につきましては、

御審議の際、担当の部長または課長が説明をいたしますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第4 報告第8号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．報告第8号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

おはようございます。報告第8号 専決処分事項（事故による損害の賠償）の報告について御説明申し上げます。

議案書は1ページでございます。

事故の内容につきましては、平成28年10月10日、月曜日、体育の日、午後2時ごろ、蟻尾山公園花見広場内の木製アスレチック遊具において、小学生児童9歳女兒が遊具のはしご部分を上って遊ばれていたところ、木製遊具の一部が破損し、バランスを崩されて、その破損した木材と一緒に芝生の部分へ落下され負傷されました。被害の状況は全身打撲及び落下してきた木製遊具の一部による頭部打撲の事故でございます。

損害賠償の相手方でございますが、嬉野市内にお住まいの方でございます。

平成28年11月8日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定によりまして専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりまして報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額12,710円は全て全国市長会市民総合賠償補償保険の保険金で賄っております。

市で管理いたしております遊具につきましては、担当職員により毎月の点検を行ってきておりますが、今回の事故を教訓といたしまして、今後も引き続き、これまで以上に細部にわたった安全点検を行わせていただき、遊具を安心して御利用いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、御報告いたします。よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

日程第5 報告第9号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5、報告第9号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

おはようございます。それでは、報告第9号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、下記のとおり専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は、事故による損害の賠償で、事故の内容は、消防小型動力ポンプ積載車による設備破損事故でございます。

事故の発生年月日は、平成28年10月2日でございます。場所は、鹿島市浜町の旧JAさがみどり浜町支所敷地内でございます。

事故の概要ですが、この日、浜町合同運動会参加の際、当日の駐車場となっておりました旧JAさがみどり浜町支所へ積載車を移動駐車しようとして後退していたところ、運転者の後方確認不足から敷地内にある立上水栓に接触し破損させたものでございます。破損部分については修理を行い、平成28年11月11日に示談が成立し、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしました。

また、相手方の損害賠償金額31,320円は、全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

消防団員の自動車運転につきましては、安全運転に十分注意をするように日ごろから指導をしているところではございますが、今後なお一層徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第9号は終わります。

お諮りします。議案第69号から議案第73号までの5議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号から議案第73号までの5議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第69号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第69号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）であります。当局の説明を求めます。染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

議案第69号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、訴訟上の和解について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告をいたし、承認を求めますのでございます。

4ページをお願いいたします。専決処分書でございます。

本件の訴訟というのは、損害賠償請求控訴事件でございます。それに関し、和解及び見舞金の額について、平成28年10月25日に専決処分いたしましたものでございます。

ここで、損害賠償請求控訴事件の概要について説明をいたします。

平成23年12月22日、授業終了後の中学校の教室において、生徒が同学年の生徒2名から被害を受けたところ、このような被害を受けたのは同校の学校長、その他の教員らに事件の発生を防止するよう努める義務があったにもかかわらず、これを怠ったためであると主張して、鹿島市に対して国家賠償法第1条第1項に基づき、慰謝料、その他の損害金等の各支払い金を求めた事案でございます。

次に、訴訟の経過について説明をいたします。

平成24年10月31日付で原告から佐賀地方裁判所武雄支部に訴状が提出され、その後、本事件は佐賀地方裁判所に移管されております。

平成28年3月25日に判決が言い渡され、原告の請求は棄却されました。同年4月7日付で控訴人である原告から福岡高等裁判所に控訴状が提出され、結審後、裁判所からの和解勧告を経て、同年11月2日に和解が成立したものでございます。

5ページをお願いいたします。

和解条項の主な内容について説明いたします。

第1項、被控訴人は、控訴人に対し、同種事案の再発防止のため、今後も最大限努力することを約する。

第2項、被控訴人は、控訴人に対し、本件見舞金として200千円の支払い義務があることを認める。

第3項、被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を、本和解成立日から1カ月以内に控訴人の指定する口座に振り込む方法により支払う。

第4項、控訴人は、その余りの請求を放棄する。

第5項、控訴人と被控訴人は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6項、訴訟費用は、第1、第2審とも各自の負担とするというものでございます。

なお、この見舞金及び訴訟費用については保険で補填されるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。このことについては、先月、全員協議会でも説明を受けました。和解をされたということで、その見舞金が200千円ということですが、これをさかのぼってみますと、平成23年、5年前です。それから、この5年間さまざまな原告のほうの思いはあったらと思います。今回の資料というよりも、全員協議会でいただいた資料を再度読み直してみますと、男子生徒からいじめ行為を受けたということでこういうふうな発展をしたわけですが、最終的には和解という形になっておりますが、その間、教育委員会として、教育長として、これを含め、いじめ問題等さまざまなことで学校内におけるトラブルについてどのような対策をとられてきたのか、まずお聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

今回、和解ということで一応理解を受けたわけでございますけれども、今回の件に限らず、いじめ等につきましては、やはり学校の中で極力避けなければいけない、未然防止に努めなければいけないということで常々学校のほうにもお願いをしております。もし仮にそのいじめ等が発覚すれば、よく「各自」という言葉を使っておりますけれども、児童・生徒のほうから訴えがありまして、そして、その後、それが事実であったかどうかというのをやはり本人に聞くなり、あるいは保護者に聞くなり、周りの児童・生徒に聞くなりして、その事実があったということが認められれば認知という形で対応いたします。そして、その後、その理由等につきましても、何が原因でそういうことになったのかということをややはり関係者から聞き取りをしたりいたしまして、もちろん本人、保護者等からも聞き取りもいたしますし、周りの児童・生徒からも聞き取りをいたします。そして、その後、どこに問題があったのかということで、学校の対策委員会の中で話し合いをいたしまして、その後、やはり今後のためにこうあるべきだということで対応をしていきます。

こういう場合、いじめのような場合に被害者となる方につきましては、しっかりと守って

いかなくتهはいけないという立場であります。また加害者となる場合においても、その後の子供の発達といひましようか、成長といひましようか——に、やはりよりよいものになっていかなくتهはいけないということで、教職員全体、あるいは保護者等も含めて対応に当たっているところでございます。

いずれにいたしましても、いじめ等に関しましては、まずはそのいじめが起こらない環境づくり、そしてまた、未然防止ということに全力を挙げるように学校のほうにもお願いをしているところでございます。そしてまた、どうしても起きてしまった場合には、即対応ですね、早急な対応ということについてもお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今の教育長の答弁を聞いていますと、一連の流れ、どういうふうにしていくか、もし起きた場合、事実確認を行って、それが認知されたとしたら原因調査、そして対策委員会、私がお聞きしているのはそういうことではございません。これを受けた後、以前からもあったのかもわかりませんが、いじめ等に対して具体的にどういふふうな指導をされているか、生徒に、児童に向けて、それを私はお聞きしております。お答えください。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

今回の件が起こりまして、その後、こういふことが学校で起こるべきでない、起こってはならないということで学校の先生方にはしっかりと観察等をお願いしております。それで、学校のほうでも昼休みとか休み時間等につきましても、極力校内の見回りをしようといういふような体制をつくっていただいております。

そういふことで、できるだけ目配り、気配りをしようということをお願いをいたしましたし、学校のほうでもそういふ面でできる限りのことはしていただいております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

1回目の答弁のときも、未然防止のために学校へお願いをしたと、そして先ほどの御答弁でも、昼休み等を含め見回りを重視していただき目配り、気配りをお願いすると。

じゃ、5年前こういふふうな事件があつて、その後に職員の方、学校の先生方に向けて何かしらのそういふふうな決まり事みたいなものを教育委員会で作つたりとか、教育委員会

でいじめ撲滅のため徹底しましょうとか、何か行動を起こされましたか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

いじめに関しましては、国のほうでも法を制定いたしましたし、そしてまた、その法にのっとって鹿島市のほうでも条例を設定させていただきました。そしてまた、その条例にのっとっていじめ問題対策委員会というものを市のほうでも組織をつくり上げております。今後そういったものを活用しながら学校のほうでも取り組んでいただくということで、学校は学校でそのいじめ問題の対策委員会というのは設置をしていただいております。関係する方というのは、警察のOBとか、あるいは地域の方、学校の内部だけでなく、スクールカウンセラーの方あたりも加わっていただいて対策委員会を設置していただいております。ですから、何か問題があったら、まずは学校のほうでしっかり調べて対応いたしますけれども、対策委員会のほうにも報告をいたしまして意見を頂戴するというような体制づくりをしております。そういうことで、まず体制づくりをしたということ、それから、学校の中でも各先生方、そしてまた、子供たちの中でもいじめ等がないような学級づくり、学校づくりをしていただきたいということはお願いをいたしておるところであります。

これは余分になりますけれども、先日の日曜日、西部中学校のほうで日曜参観ということで、その際に、教育講演会をしていただいております。その内容に関するものも、いじめとか命等に関するもので、まさに時宜を得た内容じゃなかったかなということは思っております。

そういったことで、保護者も含めて呼びかけるという体制づくりをぜひ学校でやっていただきたいということは常々お願いをしているところであります。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今の答弁でようやく理解ができたところです。鹿島市のほうでいじめ対策について条例をつくっているということで、それに向けて学校、警察、地域、さまざまなところで取り組んでいるということ。

ただ、今はやっぱり携帯等で非常に連絡網が発達をしております。LINEであったり、メールであったり、逆に学校の先生方、保護者が知らないけど子供たちの間でそういうふうなのがもう回ってしまうと、先にそちらが進んでしまう。学校の対応、そして、それを聞いた保護者の後からの対応、非常に後手後手に回ってしまうという今の御時世です。さまざまなニュース等を聞いていてもそんな感じがいたします。

そういうことに対して教育委員会、私は教育委員会というのはしっかりとそこのあたりを、

現状の把握等をしていただいて、そして現場、現場主義というものをやっていただきたいなと日ごろから思っております。それについて教育長はどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えをいたします。

伊東議員おっしゃいますように、今メディアというのは本当に進化しておりまして、いつ何ときどういった形で情報が出回るかわからないということは私も存じ上げております。その情報がいろんな形で世の中を飛び交うかと思えますけれども、それが正確なものであるかどうかというのはなかなか判断がしづらいところでありまして、それらの情報を受け取った方がそれをそのまま本当のことだということで思われるのか、その辺は受け取られる方の判断にお任せするしかないかと思えます。ただ、私どもといたしましては、飛び交っている情報につきまして、正確でない部分がもしありましたら、それは違いますよというような広報をしなくては行けないかと思えますけれども、その方法につきまして、どういう形でその広報をするかということについては、それに関係する方々のプライバシー等も十分考慮しながらやっていかなくては行けないと思っております。

いろんな形があろうかとは思いますが、保護者会を開くとかいうこともあろうかと思えますし、子供たちに正しい伝え方をするというような方法もあろうかと思えます。その辺はその場の、いわゆるケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

学校のほうでもいじめ防止に関してさまざまな取り組みをされていると思います。生徒、児童に向けてもそういうふうな話し合いの場を設けたり、そういうことで絶対あっては行けないことだという御指導はされていると思います。しかし、現場である学校の先生方、校長を通じてお願いすることは簡単でしょう。しかし、それが現実的にどうなのかというところがあります。

私は、何回も申し上げますが、教育委員会としてしっかりとした考え方を持っていただき、毅然とした態度で学校のほうに指導をしていただければなと思っております。そのために教育委員会というものがあるのではないかなと思っております。教育委員会に保護者も期待をして、期待を寄せているところが多いと思えます。そういうところで再度教育長、今後こういうふうなことがゼロに近いぐらいまで持っていけるような新たな何かお考えがあったら、最後にお聞かせください。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

先ほども申し上げましたけれども、非常に重篤な内容等があったときには市で設置するようになっております、いじめ問題対策委員会にしっかりと意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っております。

新たな特別なというものはございませんけれども、学校で心配な内容のものが発生したときには、指導主事をすぐさま学校のほうに派遣をして詳しく聞いたり、そして、どういった対応をしているかについても直接その現場で指導をさせております。

そしてまた、私自身も直接現場に行くことも当然あるわけなんですけれども、逐一校長と話をしながら対応をしているというような状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富です。伊東議員と質問がかぶるかもしれませんが、一、二点質問させていただきます。

今回、先ほどの答弁の中でもいろいろ対策とかしているということで教育長から答弁もらいました。私は、この事件については、裁判中ということもありまして、なかなかこういう議論ができなかったし、教育長からも答弁は全然聞けなかった状態でありますので、ちょっと前のことになりすけれども、先ほど染川次長からの説明、対応が遅かったのか、そこら辺の、こういう事件があった後、怠ったということで市が訴えられたということが一つの原因であります。

先ほど教育長は、いろんなことをやってきた、やっている、指示を出していると、いつもそういう答弁でありますけれども、実際、控訴人の方は怠ったという感触を得られたので訴えられたということがあります。この訴えられたということを教育長はどう思われているのか、お聞きします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

訴えられたということについてどう思うかということだろうと思っておりますけれども、それにつきましては相手側の考えでされたと言うしかないのかなと思っております。私どもといたしましては、常日ごろから十分留意をするように、配慮するよう、気をつけるように、いわゆるよく使います目配り、気配りするよにということとは常々言っておりました。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

相手側が勝手にされたということでありませう。再度お聞きしますけれども、どういう原因で、染川次長にお伺いします、先ほど最初に言われた内容文をもう一度、訴えられた内容を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えいたします。

事案の概要について先ほど説明申し上げたのは、平成23年12月22日に授業終了後の中学校の教室内で、いわゆる放課後ですね、生徒が同学年の生徒2名から被害を受けたといったような被害があったということで御説明を申し上げました。

以上でございます。（「対応は何かない。訴えられた内容はないですか。訴えられた内容」と呼ぶ者あり）

訴状によりますと、このような被害を受けたのは、同校の学校長、その他の教員らに事件の発生を防止するように努める義務があったにもかかわらず、これを怠ったためであると相手側が主張をされて、鹿島市に対して今回の慰謝料、その他の損害金等の各支払い金を求めたといったことでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

相手側の主張ですよ、相手側が学校側とか市のほうが対応を怠ったのでと、その件に関して教育長は勝手に訴えられたと。何か無責任な感じもしますし、今まで、今までというか、控訴人の方がそう思われたのは事実であります。それに対して教育長はそこまで関心、考えがなく、淡々と物事を進められたということで理解をしたいと思います。

それで、いろんな対策をされたということがありますがけれども、被害者に対してはしっかり守っていくと、加害者に対しては対応に当たっていると先ほど答弁ありましたけど、具体的にどういうことをされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

先ほど答弁があったのは、一般論といいますか、いじめ対策の基本方針に基づく対応のこ

とを答弁されたのかなというふうに思います。

なお、この議案第69号に関しての加害者及び被害者についての対応というのは、詳細な中身については個人のプライバシーの関係もありますので、ここではなかなか答えることができないというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

教育長が答弁されておるので、教育長、答弁をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

ちょっと理解がこちらのほうも不十分でまことに申しわけございません。適切に答えられるかどうかわかりませんが、この件につきましては、先ほど染川次長も申し上げましたように、対応ができたのではないかとか、あるいは予見ができたのではないかとかいうような形で訴えられたものというふうに受けとめております。最終的にはその判決において、そういったことは認められなかったと、いわゆる学校側として予見できなかったとかいうように判決を頂戴したというふうに受けとめております。

また、この件につきましては、先ほど染川次長も申し上げましたが、本人等のプライバシーにも関係いたしますので、詳しくはここでは述べないようにしたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

教育長が被害者を守っていく、加害者も対応に当たっているということでもあります。そんなプライバシーがわかるような内容を聞こうとは思っておりませんし、被害者を守る、ということなのか、例えば家に行くというのも一つの対応だと思いますし、福祉課、そして保険健康課とか、そういった課の職員さんたちは、ひとり暮らしとか高齢者の自宅には出向しているんな対応をされたり、ひとり暮らしの方から要望があれば、手すりをつけてやったり、そういった細かい対応をされております。教育委員会に関しては、そういったことが見られませんので、多分今答弁された、被害者に対しては守っていく、加害者についても対応に当たっているということは、何もしていないから多分答弁ができない。被害者のプライバシーを守るとか、そういった答弁はありますけれども。

和解は和解でいいと思いますけれども、そこの対応が全然なっていないので裁判もこんな

長くなったし、控訴人の方も市に対して怠っていると、怠ったという思いが少しでもあられたので訴えられたとっておりますので、その点、多分全然改善ができていないのかなと今の答弁を聞いて思います。

市のほうでも条例をつくって問題対策、いじめ問題対策委員会ですね、そういうのもされているとありますけれども、実際この事件があって教育委員会の中、そして対策委員会等々、何回ぐらい会議をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

市のいじめ問題対策委員会は、昨年度本議会で条例を可決していただきました。ですから、今回の議案に関する案件については、いじめ問題対策委員会のほうで協議をしたということはありません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

そしたら、この事件とか、訴えられた後、今回ちょっと議事録は見えておりませんが、2年ぐらい前の決算のときは議事録を見させてもらいまして、全然協議がなされておりました。このいじめとか、こういうことに関しては全然協議がなされていなくて、この事件があったすぐとか、教育委員会でどういうことを話されたというか、しっかり議論をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

○教育次長（染川康輔君）

お答えします。

教育委員会の委員さんに対しては、この案件の内容はしっかりと伝えているところです。当時についても、この事件があったときは新聞報道にも出ましたし、あと議会の全員協議会のほうでも御説明を申し上げましたけれども、その内容については教育委員会の委員のほうにはしっかりと御説明申し上げているところです。

なお、定例の教育委員会のいわゆる付議事項としては扱ってはいないということでございます。ちょっと内容が内容ですので、いわゆる秘密会議というような形で、内容がちょっと外に余り出ないようなことで御説明申し上げたということでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

秘密会議ということで答弁がありました。それはそれで、何回か会議をされたのかどうかわかりませんが、何か全体的に非常に対応が悪いような感じがいたします。もしかしたらということはいけませんけれども、もう少し対応を素早くしていたら鹿島市が訴えられなかったのかなという思いもあつたりします。その点、明確にしっかり答弁できるように会議等を開いていただきたいと思っております。

教育長もなかなか忙しい方ですので、学校に行く暇がないと思っておりますけれども、行っているとか、指示をしているとか、そういった答弁は調べればすぐわかりますので、しっかりと対応をして、今後こういったことがないように取り組んでいただきたいと思っておりますので、最後をお願いして終わりたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま議論されている問題について少しお尋ねをしたいと思います。私は今までの教育委員会の答弁、教育長の答弁を聞きまして、これでいじめがなくなるのかなと疑問を持っていますが、私は学校で何か子供たちの間で問題が起きた場合に一番大事なのは、ほかの父母の方たちとか子供たちにその問題についての理解をしっかりとってもらうことも大事だと思うんですね。この問題が起きておりますが、内容が内容ですから、プライバシーが云々だとかということで、恐らくPTAの中で論議がされたかどうかわかりませんが、しかし、現にそういう事実があることは子供も知っていますし、父母も知るわけですね。だから、そういう原因について、何でそうなっていったのかというような、それと事実というのを、例えば起きたクラスだけでもいいわけですが、私は徹底して議論をする必要があると思うんです。例えば、これまでもいろんないじめもあっています。そういう問題についても、ただ単にいじめがあっているから、それを注意する云々というだけでは本当に解決はできないと思うんです。そういう面で、そういう対応を今まで、いじめ、その他、いろんな問題が起きているときになさっているのかどうか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

いじめ等が学校現場で起きた場合には、先ほど申しましたように、各自認知という形でしっかりと認識をしていただいて、その原因については究明をしていただくということはやっております。そしてまた、報告につきましても、第一歩、第二歩、いわゆる第三歩という形で時間を追って報告をしていただいておりますし、その毎回の報告でこちらのほうでも

疑問に思うようなところにつきましては、改めて調べてくださいとか、事情聴取をしてくださいとか、そして、そのときの状況、周りの状況とかはどうだったでしょうかというような問い合わせを逐一やっております。

それで、電話が主ではありますけれども、電話ではなかなか詳しくわからないようなときもございますので、そのときには管理職の方に教育委員会のほうに出向いていただいて詳しくお尋ねをするというようなことをやっておるところであります。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと今のは納得できる答弁ではありませんが、私たちもいろんな経験を持っていますが、例えば学校のいじめじゃなくても、子供たちが何かやって、相手の子供をたたいて泣かして、たたいたほうが悪いと思って、親はもういろいろ聞かんで、何でそがんことしたねというような形で言ってしまうよ。しかし、ずっと理由を聞いていると、やっぱり問題はあるわけですね。そういうのはあると思うんですよ。

1つお尋ねしますが、今、中学校でいじめはないとは言えませんからね、どんな小さな問題でもいいですが、どういうことが原因でのいじめが一番多いんですか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

別に中学校だけではなく、小学校、中学校ともに今一番多いのは、いわゆるひやかし、からかいというのが一番多いという状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そのひやかし、からかいというのはどういうところから来るんですかね。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

お答えいたします。

まず、ひやかし、からかいの中で出てくるのが、あだ名、本人が嫌と思うようなあだ名がございます。そして、中には「あっちに行け」とか、いわゆる自分のほうに近づけたくないような状況で発するような言葉、そして、時には相手を罵声するような、「ばか」とか、あるいは「死ね」とか、「うざい」とか、いろんな言葉が発せられているというのを聞いてお

りまして、その言葉を受けた子供が嫌に思ったということで報告がかなりの数上がっている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

そういう許せない言葉が出るというのが何からかということになると思いますが、実は私も子供を育ててきて、PTA活動もやってきましたが、ささいな経験ですが、私たちは学級懇談会のとき何をやったかという、そういうものが出たときにみんなで話し合った経験があります。特定の人を出せませんから、大分うちの子も犠牲になりました。うちの子がこうだからということで提起をしますと、皆さんがそれに対して徹底的にお話し合いをするというような、そういう形でクラスをまとめてきた経験があります。だから、何かが出たときには、ただ決まりがあるからだとか、会議でこういうふうにしたからだとか、その場しのぎでは絶対に私は今の状況はなくならないと思うんですよ。全国どこだってそういうことをやっているんですけど、にもかかわらずこれだけの問題になっている。

それと同時に、担当の教育委員会なんかに私は大きな原因があるということは、鹿島だけとは言いませんよ、今回の横浜のあのいじめ、あの問題を見たときに、あれだけSOSが発せられたにもかかわらず、実態がわかっているにもかかわらず、ああいう状態が続いてきた。あの子が強かったからよかったですよね。すばらしい子だと私は思います。そういうあの横浜の教訓というのは、本当に今から子供たちを支えていく皆さん方はしっかりと受けとめてそれに対応しなくちゃいけないと思うんですよ。

先ほどの教育長は、何かあったときには来てくださいと言っていますと、そういうことじゃないんですよ。どんなに忙しかったって、どんなに小さなことがあったって、教育長は即現場に行って、その実態を見て、何だったのかと、片一方だけ、何かした子だけに云々じゃなくて、両方お互いの意見を聞いて、徹底した話し合いをお互いにすべきだと思うんですよ。そういうのが今あっていないような気がします。何か済んでしまったらそれで終わりなんだと。また、プライバシー、プライバシーとおっしゃいますが、確かにプライバシーがあるでしょう。しかし、もう周りは知っているんですよ、みんな。それを覆い隠すだけで、極端に言えば、何か問題があったとき子供に聞くと、言うこんなばいと言われとって、そういうことだって聞くことだってあるんですよ。それではよくならないと思うんですよ。基本的にやっぱり徹底的にそこを追求しながらやっていく。その先頭に教育長は立ち、教育委員会が立ち、学校側が立ち、PTAが立つ、それをやっていかないと私は上辺だけよくなるとって絶対によくならないと思いますが、その辺いかがお考えですか、特に横浜の教訓から見てどうお考えなのか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

横浜の件につきましては、私自身も本当にびっくりいたしましたし、何でこんなことが起きるんだろうかと、そして、背景にどんなことがあるんだろうかということ強く思いました。そして、報道される内容を聞いておりましたら、何で早く対応しなかったんだろうかと強く思ったわけなんです。明らかにその状況を見れば、その子供にぱっと対応しなくちゃいけない、そういった内容だったのに、なぜそれをしなかったんだろうか、明らかに怠慢と言うしかないかなというふうに思っております。

実際に鹿島市内でいじめがあったときには、教育委員会としても、これはいじめの内容だというふうに判断をして、そして、県のほうにも報告をしております。もちろん、その前の段階で詳しくわからないようなときには、先ほど申し上げましたように、改めてこういったところを調べてくれということをしております。

それから、先ほどプライバシーという言葉は私自身も使いましたし、松尾議員も使われましたけれども、そのプライバシーの中には、どうしてもいじめ、いじめというよりは、関係する方々が表に出してほしくないというような場合があったときには、十分その本人、関係者のことも考えた上で表には出さないというケースはあろうかと思えます。ただ、そこに明らかにいじめというのが存在するような場合にはこちらもしっかりとそれを認識いたしますし、公表できる場合には公表をすると、そういうふうに私どもは考えております。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

まず横浜の問題ですが、教育長は本当に御理解されているのかなと思うところがありましたが、それはいいです。

それから、何かあったらすぐ県への報告だとか何とかおっしゃいますが、それは最後なんですよ。いろんなことを取り組んで、教育長は今まで専門的に学校教育をされてきたじゃないですか。誰よりも専門家ですよ。その教育長がやっぱり先頭に立って、直接その中にはまって対応する、このことを今後していかないと、今のようなことはずっと続いていく。言っただけじゃないけど、そういう心配をせざるを得ません。これ以上言いませんが、ぜひ先ほどの横浜の問題ももう一遍検証していただきながら、私は恐らく鹿島市だってあそこまでいかななくても対応のあり方があそこと同じようなことだってあったと思うんですよ。だから、そういうことじゃなくて、やっぱり教訓は教訓としながら、本当に子供たちの立場に立って対応していただく。自分たちの擁護のためじゃなくて、子供たちが大事なんです。そのところを私はお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第69号 専決処分事項の承認について（訴訟上の和解）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第70号～議案第73号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第70号から議案第73号の4議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第70号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定から議案第73号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定まで、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は6ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

まず、議案第70号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、佐賀県職員の給与改定に準じ、職員の給与を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書7ページから16ページまでが改正内容でございます。

これにつきましては、後ほど議案説明資料のほうで御説明をいたします。

引き続き17ページをごらんください。

議案第71号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

18ページがその改正内容でございます。

19ページをごらんください。

議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

20ページが改正内容でございます。

21ページをごらんください。

議案第73号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議員の期末手当を改定したいので、この案を提案するものでございます。

22ページが条例の改正内容でございます。

それでは、具体的な改正内容につきまして、議案説明資料により御説明をいたします。

議案説明資料の1ページから12ページまでは、それぞれの条例の新旧対照表となっております。

資料の13ページのほうをお開きください。

議案第70号から第73号までの一括した説明資料になります。

まず、平成28年の佐賀県人事委員会の給与勧告の概要について御説明をいたします。四角でくくったほうをごらんください。

今年の給与勧告のポイントでございますが、公民の給与格差に基づく給与改定を行い、月例給を引き下げ、期末・勤勉手当を引き上げるものでございます。

①が県職員給与が民間給与を上回る237円(0.06%)の格差解消のため、月例給を引き下げ、②が期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、現行の4.2月分から4.3月分とし、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

また、今回、扶養手当の改定を行い、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族の扶養手当と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

次に、平成28年の勧告は、民間給与との比較を企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所346事業所から無作為に150事業所を抽出し、4月分の給与月額等について実地調査をしたものでございます。

その結果、ポイントで申し上げましたように、平成28年4月の県職員給与と民間の事務・技術関係職種の従業員の給与につきましては、役職段階・学歴・年齢別に対比してラスパイレース方式により格差を算出した結果、ここにあります表のように、民間給与との格差がマイナス237円、率でマイナス0.06%ありました。

期末・勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間で、民間の特別給の支給割合と県職員の年間の期末手当・勤勉手当の支給月数とを比較したところ、県職員の支給月数、現行4.2月分は、民間支給割合4.32月を下回ったところでございます。

14ページをお開きください。

以上のようなことから、給与改定の内容と考え方について、まず月例給でございますが、行政職給料表において、公民格差を解消するため、一定率0.065%を引き下げることとし、なお、昨年4月から実施しました給与制度の総合的見直しによる給料水準引き下げに伴います経過措置額の算定基礎額、つまり世代間の給与配分の見直し等に対応するため、給料表のあり方を見直し、若年層の給与水準を引き上げ、高年齢層の職員は逆に引き下げ、この引き下げた分につきましては現給保障を行っております、この現給保障分に今回の改定率に応じて率を改定し、引き下げを行うものでございます。

期末・勤勉手当でございますが、民間の支給割合に見合うように4.2月分を4.3月分へ引き上げ、この引き上げ分につきましては、勤勉手当に配分するというところでございます。

14ページの中ほどの表をごらんください。

一般職の職員の場合、今年度については12月期の勤勉手当を現行0.8月を0.1月分引き上げて0.9月とし、来年度以降は6月期と12月期の勤勉手当の0.8月をそれぞれ0.05月引き上げ、0.85月とするものでございます。

勧告での実施時期でございますが、給料表につきましては、条例の公布日の属する月の翌月の初日、つまり今月11月に公布すれば期末・勤勉手当と同様12月1日ということになります。

なお、減額調整としまして、ことし4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る格差相当分を解消するため、4月の給料及び給料に対応した手当のはね返り分に調整率マイナス0.065%を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を今度の12月の期末手当の額で減額調整をするものでございます。

15ページをごらんください。

扶養手当の改定につきましては、配偶者に係る手当額を他の親族に係る手当額と同額まで減額し、逆に子に係る手当額を引き上げ、配偶者及び父母等については6,500円、子については10千円とするものでございます。

なお、配偶者に係る手当額の減額は、平成29年4月1日から段階的に実施するものでございます。

以上が今回の佐賀県人事委員会の給与勧告の概要でございます。

佐賀県におきましては、10月11日に人事委員会勧告がなされ、11月の県議会で審議され、12月に改定が実施される予定でございます。

続きまして、鹿島市の給与改定の内容につきまして御説明いたします。

今回の佐賀県人事委員会勧告に準じて改定を行うもので、月例給について給料表は0.065%の引き下げとし、また、昨年4月実施の給与制度の総合的見直しによる給料水準の引き下げに伴う経過措置額の算定基礎額についても改定率を反映させるものでございます。

期末・勤勉手当に係る分ですが、これも県に準じて一般職の勤勉手当を0.1月、再任用職員の勤勉手当を0.05月引き上げ、また、市長、副市長、教育長及び議会議員については、国の平成28年人事院勧告にあります指定職職員の改定等を踏まえまして、期末手当をそれぞれ0.1月引き上げるものでございます。

また、県に準じまして、4月の給料及び地域手当に調整率のマイナス0.065%を乗じて得た額に11月までの月数8カ月分を乗じて得た額と、6月に支給しました期末・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月に支給する期末手当で減額調整をするものでございます。

なお、実施時期は平成28年12月1日とするものでございます。

16ページをごらんください。

一般職、再任用職員、市長、副市長、教育長及び議会議員の場合のそれぞれの期末・勤勉手当の支給月数でございます。

一番上の一般職の場合ですが、28年度の勤勉手当の行の12月期を0.1月分引き上げ、現行の0.8月から0.9月とし、29年度以降については勤勉手当の6月期及び12月期をそれぞれ現行より0.05月引き上げ0.85月とし、これにより従来の期末・勤勉手当の支給率、6月と12月の合計4.2月が4.3月となります。

再任用職員の場合の支給月数でございますが、28年度の勤勉手当の行の12月期に現行0.375月に0.05月加算して支給月を0.425とし、29年度以降については、6月期、12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ0.4月とし、6月期、12月期の期末・勤勉手当が合わせて従来の2.2月から2.25月ということになります。

特別職の市長、副市長及び教育長並びに議会議員の場合の支給月数でございます。28年度の欄をごらんください。期末手当を12月期に現行の1.65月に0.1月を加算し1.75月とし、29年度以降については、6月期を現行の1.5月に0.05月引き上げ1.55月、12月期を現行の1.65月に0.05月引き上げ1.7月とし、6月期、12月期合わせて現行3.15月を3.25月とするものでございます。

続きまして、扶養手当について御説明いたします。

これも佐賀県に準じるもので、配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げるものでございます。

具体的には、16ページ下のほうの表にありますように、平成28年度は配偶者に係る手当が13千円、子においては6,500円となっております。平成30年度では配偶者が6,500円、子においては10千円とするものでございます。

この扶養手当に係る分につきましては、実施時期を平成29年4月1日とし、受給者への影響を少なくするために段階的に行い、経過措置を設けるものでございます。

17ページをごらんください。

最後になりますが、今回の給与改定による今年度の人件費の影響額の見込みにつきまして御説明いたします。

まず、一般職及び再任用職員でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計を合わせまして、まず給料Aの欄で、一番右側の合計の列ですが、205千円の減、Bの欄の時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、減額措置の手当合計は7,657千円の増額、共済費Cの欄、合計1,607千円の増額となります。全て合計しますと9,059千円の増額となります。実際の職員への支給額、AプラスBで、職員1人当たりで31千円の増額、共済費を含んだ人件費全体では、職員1人当たり38千円の増額ということになります。

特別職で見ますと、期末手当で851千円、共済費で31千円の増額で、合計しますと882千円の増額となります。三役1人当たりで77千円、議会議員で39千円の増額となります。共済費を含めると、三役が87千円の増額ということになります。

一般職及び特別職の影響額の合計でございますが、総額で9,941千円の増額を見込んでおります。

また、扶養手当見直しによる影響額でございますが、平成28年10月1日現在の扶養人数を基準として、平成29年度では年額1,332千円の増額、平成30年度においてはさらに2,136千円の増額となります。

新旧対照表につきましては、資料をさかのぼりまして、1ページになりますが、鹿島市職員給与条例等の一部改正では、第1条による改正で、職員の給料表、勤勉手当の支給月数の平成28年12月1日からの改正、5ページからの第2条による改正では、勤勉手当、扶養手当の平成29年4月1日からの改正、8ページの第3条による改正は、平成27年改正条例の附則の改正を行うものでございます。

それから、10ページからの特別職等につきましては、それぞれ期末手当の月数を改正しているものでございます。

以上で、議案第70号から議案第73号までの4議案につきまして一括した説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

今から質疑に入りますが、大分時間が経過しております。ここで10分程度休憩したいと思います。11時35分から再開します。

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第70号から議案第73号の4議案の質疑に入ります。質疑ありませんか。10番伊東茂議

員。

○10番（伊東 茂君）

10番議員の伊東です。この議案について基本的なところから質問をしますが、今回、一括しての質疑、討論、採決というところもちょっと解せないところもあるんですけど、まず、28年度の佐賀県人事委員会の給与勧告というものが出されて、今回、臨時会の議案に上がっているわけですが、この中に議員のほうの報酬についても上げてあります。それでは、鹿島市特別職報酬等審議会というものがあって、ここからも年明けて2月か3月ぐらいに出てくるわけですが、じゃ、今回、県の人勧が行われて、今度は鹿島の特別職報酬等審議会にこれはかけられているわけですか。どういうふうな流れになっているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

議員の報酬について、報酬等審議会と佐賀県の人事委員会の関係についてお答えします。

鹿島市の特別職報酬等審議会につきましては、鹿島市の特別職報酬等審議会条例に基づきまして議員の報酬等の額について審議をするところですので、議員の報酬月額についての審議をするところ。今回の人事委員会につきましては、特別職と議員の期末手当について月数を引き上げるということですので、ちょっと複雑ですけども、給料報酬等月額については審議会で審議をする。期末手当につきましては、佐賀県人事委員会の勧告、国の人事院勧告に基づいてやるということになっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

今回議案で出ているのは、特別職については期末手当ということですから、今の説明で理解はできるわけですが、そしたらここで、今28年の11月末ですけど、じゃ、来年のまた早い段階で鹿島市特別職報酬等審議会というものが、これは市長から要求を出されてから行われるんですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

特別職報酬等審議会につきましては、毎年諮問して行っておりますので、今年度についても年明けて早々実施する予定でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、職員の方の給与についてです。先月、全員協議会で一通りの御説明を受けた後、私が資料の要求をしておりました。仮に10年前と比べて鹿島市の平均、職員の年齢はどういうふうなものか、給与についてはどういうものかというものを資料を出してくださいというふうに言うておりました。きょうの朝届いておりました。これを見ておきますと、10年以上も前、平成14年から資料を提出していただいております。この時期のほうが職員の給料、平均的、そのときの年齢にもよります。ことしの28年度の4月1日においては、鹿島市の平均の年齢が43.0歳で333,329円というふうに出ております。平成14年は41.9歳で345,500円というふうになっております。職員の方も厳しい現実の中、お仕事に励まれていると思っております。それこそ、逆に考えると、この平成14年度に比べて今の平成28年、状況は厳しいものだろうと思っております。消費税は大分上がっております、これは。このときが5%だったか3%だったか、よく記憶はしておりませんが。ただ、経済的状況としては、その当時がよかったのかもわからないし、これは何とも言えません。

そういう中で、ずっとこの提出された資料を見ていると、ちょっと不思議なところが見受けられます。ことしの28年4月1日、鹿島市の職員の平均年齢43歳、そして給料が333,329円、それでは、国の平均年齢43.6歳、鹿島市よりも0.6歳上です。給料が331,816円、鹿島市のほうが給料が高い現象が起きておりますが、これはどういうふうなことでこういうふうな現象が起きるのか、御説明をいただけますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

鹿島市と国の給料の額が国よりも鹿島市が多いという御指摘ですけれども、これにつきましては、平均年齢は確かに同じくらいです。職種が私ども鹿島市におきましては、技能労務職が年々減ってきておまして、昨年からは技能労務職は一人もおりません。国におきましては、技能労務職の職種ですね、例えば電話交換手とか、それから自動車の運転手とか、守衛とか、用務員さんとか、そういった職種の方が国においてはおられますので、その職種の方というのは比較的給料が低い水準でありますので、その差がここに出てきているんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

説明を聞かないとなかなかわからなかったところですね。おっしゃるとおりかも知れませんね。国においてはさまざまな、今おっしゃったような職種につかれていますから、その分、鹿島市のほうは職員数も削減傾向にあり、非常に、何と申しますか、実務にたけた皆さんを採用されているのかなという気もいたします。

それでは、ここには載っておりませんが、県と鹿島市の比較というものはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

まず、県と鹿島市の比較ですけれども、県と鹿島市では大卒初任給と高卒初任給は同じ位置づけでスタートしますので、ほぼ同じ水準で推移すると思っております。ただ、県においてはまだ現業労務職、技能労務職がいらっしゃるということで、鹿島市のほうは比較的高い水準で推移しているのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、金額等はわかりました。

職員の人件費についてになるわけですが、時間外手当、できるだけ減らそうという取り組みはされていると思います。しかし、なかなか今さまざまな仕事をいっぱい抱えていらっしゃるんだらうなという気がします。市役所を見ても、1階フロア、非常にお客様といいますか、市民の方々が出入りをされていて、その処理だけでも大変だろうし、そして、その後のさまざまなそれに対する対応等も含めると非常に大変だなという気がします。1階のほうで市民の皆さんが一番来やすいように、あそこにさまざまな市民課といいますか、そういうふうなものを持ってきてあるからそうなのかも知れません。しかし、私が議員になってからもう10年以上たちますが、以前に比べると2階フロア、3階フロアも一般の方たちが出入りするの非常に多く見られるんですね。今、区長さん方、これまた精力的で元気ですよ。元気ですから、さまざまな自分の部落のこと、いろんな要望等にいられていますよね。こういうふうなのを処理していく中、職員は減らしていく、目標の人数がことしで、今240人弱ぐらいだったですかね、これが目標とする職員の人数というものがあると思います。これは逆に考えると、鹿島市の人口が3万人をもう切ってきている。そういうふうな中で、そ

れに対しての職員というふうな計算の仕方もあると思いますが、仕事の量については、逆に以前よりも多くなってきているような気がするわけですね。こうなってきたときに、今後どういうふうにこれを乗り切っていくのか。ニューディール構想もまだまだ途中なんですね。これはまだまだ続いていくわけではありますけど、そういうふうなことを考えると、今の職員数で大丈夫なのか、そしてまた、時間外手当、これの削減に向けての取り組みも厳しいものになると思いますが、藤田副市長にお聞きをいたしますが、人事等を見ていらっしゃると思いますが、そのあたりどういうふうなお考えなのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

職員数と業務の関係での御質問でございます。

このことに関しましては、従前から私どもの今後10年間ないし5年間の事業の内容を見ていきますと、人員の削減計画も持っておりましたですけれども、なかなかその達成が難しいというようなことで議会とも御相談をさせていただきながら、人員削減のペースを後送りさせていただいております。

そういう中で、先ほどありましたように、やっぱり人口の減少という大きな部分がございします。そのあたりを見ながらどこまで行政サービスができるのかという部分、それから、それをどこまで市の直接の職員としてやるのかとか、いろいろな課題、やり方、対応、いろいろなやり方があるかと思えます。そのあたりを見きわめながら、今後また5年間、一応人員削減のペースを先送りさせていただいておりますので、そのあたりを見ながらですね。でも、今、目の前にある重要な行政課題については的確に対応できるような形で組織、人員を頭に入れながら運営をしていきたい、そのように考えております。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

以前からすると、指定管理制度を含め外部委託等、そういうふうなものがやはりふえてきております。大きな問題というものが起こっていませんので、現状のままずっと進められているわけですが、今後どういうふうになっていくのか、そして、それこそ地区によっては著しい人口減少に陥ってきて、それが受けることが、受け皿づくりが厳しい状況も出てくるんじゃないかなと、実際そういう声を聞いたこともあるんですね。そういうふうなのを考えると、また違う手段といたしますか、そういうふうなのを考えていかなければならない。そのあたり、5年先、10年先、そういうふうな行政の仕事に関することについて今何か、今というか、ここ近い中で議論とか、そういうふうなのは何かされているんでしょうか。お聞きしてよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

今、鹿島市で中長期の計画と申しますと、鹿島市総合計画でございます。この計画が始まった初年度に当たります。これをつくるに当たりましては、まず理想というものをかけていきますので、どういう姿になるのかというのをまず描きますですね。それはそうなんですけれども、それに対してのまたこれは財源をどうするのかとか、それから実施体制をどうするのかと、いろいろな課題があります。ただ、そういう中で、今総合計画をつくっておりますので、この総合計画をしっかりと仕上げていくのが我々行政の務めと思って、先ほど申し上げました人員の削減計画の先送りなどを御相談させていただきながら、しっかりとこの総合計画を仕上げたいと、そのようにいたしておるところでございます。その総合計画をやるためには、まず実施計画が必要ですが、その前に行革の計画ですね、これを毎年つくっております。この中で人員の問題、それから組織の問題、先ほどありました民間とのかかわりの問題、いろいろありますけれども、その中で毎年議論をしながら、そのあたりについても計画を見直しさせていただきながら実施をしていると、そういう状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

最後にしますけど、やはりそのあたりは議論をもう少しずつ始めていっていたほうがいかなという気が私はします。方言で言って、ごとって来てから何かを始めようとしてはなかなか、もう流れがそういうふうになってしまっていてできないかもわかりませんので、部課長会議等も月1最低行われているでしょうから、そういうふうな中でも意見を募って先のことを考えていただければなと思っております。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井正でございます。幾つか質問いたしますけれども、まず職員給与に関して、月額では余り大きな金額じゃないんでございますけれども、これが例えば退職金ですとか年金等にどのように影響していくのか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

退職金、それから年金等につきましては、この給料月額が基本、算定基礎になりますので、当然影響があるかと思っております。（38ページで訂正）

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

もう一つ職員給与についてお尋ねしますが、過去にも例えば人事院勧告で職員給与の引き下げというのがあった例があるのかどうか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

過去にも給料月額についてのマイナス勧告、今回は特に変わったのが、給料月額については引き下げ、期末手当については引き上げというような、過去にはそういった事例はなかったかと思えます。過去の事例では、給料月額、期末手当ともに引き下げとか、ともに引き上げとか、そういった事例はあります。今回の事例は特別な事例かと思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

多分こういう形というのは私も初めて見聞きしたといいますか、そういうことですので、期末手当は当然上がってくるわけだけでも、報酬総額というのがこれで変わってきますよね。これが例えば年金等に総額で影響してくるのか、それとも月額で影響してくるのか、そこはどうですか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

年収ベースではなくて、これはベースは報酬月額、これが基本になりますので。（38ページで訂正）

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

もう12時まであと2分程度しかございませんけれども、もう一つ、この扶養手当について

質問いたします。

扶養手当が、いわゆる配偶者の分が平成28年度と平成30年度では約半額になりますよね。ただ、子供さんに関しては増額になるということなんですけれども、いわゆる配偶者に関して半額になるというその理由がよくわからないんですよ。どういう理由で半額まで下がっていくのでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この配偶者の扶養手当を減額するというこの考え方については、民間企業においては配偶者に家族手当を支給する事業所の割合とか、公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあると、共働き世帯がふえているということ、それから近年、配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数が配偶者について特別の取り扱いをしない方式、つまり配偶者手当を支給しないというような方式がとられているということ踏まえまして、配偶者に係る手当額をほかの扶養親族に係る手当額と同額まで減額することとした考えでございます。

それから、先ほど給料月額をベースとしているということですが、それに加えて諸手当を加算するというのが基本になっているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

さっきも、後から言われた分は、じゃ、年金ですか、退職金に関してということですか、そういうこと。よかですよ、そうであればそれでよかです。

いわゆる扶養手当の配偶者に関しては、今の政府の政策、女性活躍時代にしていくという、そういうのが影響しているのかなと思うことがあってこういう質問をしているんですけど、そういう影響はありますか。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この考え方そのものについては、少なくとも女性の社会進出というのが背景にあって、そういった国の方針があるのではないかと想定はできます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま出されております第70、71、72、73号について、私は反対の討論をしたいと思えます。

まず、第70号です。今回、諸手当が上がるということはありませんが、一番基本である給与が下げられること、私はこれは大きな問題だと思います。先ほどの審議の中でも御説明があったように、基本給というのが退職金とか年金に大きな影響を及ぼすということ、これは本当大変なことになると思います。特に鹿島市は、まだ改善されていないと思いますが、もう何年前になりますかね、一括して退職金が減額されたという経過がありますね。そういうのも土台にあるわけですね。そういう中でこういう状況が生まれるということはやっぱり許せないことだと思います。特に、今も審議がありましたが、給与が減って配偶者手当も半額近くに減らされると。先ほど女性の社会進出云々ということが言われましたが、口先だけでは女性の社会進出する条件というのはないわけです。今この鹿島市で配偶者手当云々されるだけの社会進出できるような女性の職場とか、いろんなのはないわけですね。そういう状況の中で急速に減らされるということになりますと、それこそ職員の人たちは大変だと思います。今、物価の値上げ、その他いろいろ大変な状況に支出もふえています、こういうときにこれは絶対に私は許せないものだと思います。

次に、第73号、議員のボーナスの引き上げということですが、確かに今私たち議員は、報酬もずっと減らされております。以前の審議でも申し上げたと思いますが、たまたまここに、きょう伊東議員から請求のあった資料の中で、14年から28年の表が出ていますが、14年度には議員は358千円、今331千円という数字が出ていますが、今そういう形で私たちは活動しています。もちろん、その331千円全てが活動費にはなりません。大体二十五、六万円の手取りになると思いますが、そういう中でいろんな活動費にしても非常に厳しくなっております。今ほかの県や市町村についてはほとんどのところで生活費、つまり政治活動費というのが出されておりますが。市民の皆さん御存じない方は、「鹿島もどいしこもらいよんね」というような御意見もありますが、私たちはそれはいただいていないわけです。全て報酬によって私たちの活動をしています。特に生活費については社会的に大きな問題になっておりますが、言わせる人に言わせると「生活費だから生活に使ってよかということ使え」というようなことも冗談まじりに言われておりますが、そういうのも私たちは出されておられません。だから、そういう中で私たちは収入として少しでも上がることは本当にそれだけ活動に

使えるということで喜ばしいことではありますが、しかし、今の私たちの周辺の鹿島市のいろんな産業、その他、皆さんの生活ぶりを見ているときに、どれだけだろうと、ああ、そうですか、ありがとうございますということで受け取ることはできないということで、私はこの案にも反対をします。

結論を申します。第70、71、72、73号、全てに反対をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

今討論ですけど、今、大代総務課長から答弁の訂正の申し出がっております。これを許します。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

済みません。討論途中でございますけれども、先ほど福井議員の質問に対しまして、給料の額について、退職金と年金の影響についてお答えしましたけれども、退職金については給料月額、それから年金につきましては給料月額と期末・勤勉手当を加算した額ということで、訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第70号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時8分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 10番 伊東茂

同 上 11番 松本末治

同 上 12番 徳村博紀